

答 申

第 1 審査会の結論

沖縄県公安委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定は、妥当である。

第 2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、平成 30 年 4 月 19 日付けで実施機関に対し、「2016 年 7 月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊に関する文書」について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る対象公文書を「北部訓練場ヘリパッド建設工事に伴う沖縄県特別派遣報告書」（以下「本件公文書」という。）と特定し、条例第 7 条第 5 号に該当することを理由として、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 30 年 6 月 6 日付沖公委（備二）第 16 号により審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、平成 30 年 9 月 3 日付けで実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第 21 条の規定により、令和元年 7 月 8 日付沖公委（備二）第 17 号及び沖公委（広相）第 14 号により沖縄県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね以下のとおりである。

1 審査請求の趣旨

「処分を取り消す」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が本件文書を開示請求した趣旨は、千葉県警機動隊が沖縄県公安委員会の援助要請（警察法 60 条）に基づき、沖縄県国頭郡東村高江のヘリパッド建設の警備活動のためと称して相当期間の間、同地に派遣されているところ、その際の千葉県警機動隊の活動内容が警察法や警察官職務執行法、また前記援助要請の趣旨目的に照らして適法なものであるかを県民の 1 人として把握し、警察活動に関する監視の目を行き届かせることで警察権力に対する財政面も含めた民主的統制を実現することを目的とするものである。

当然ながら、本決定の理由のような本件文書の開示をもって犯罪の敢行や公共の安全や秩序を乱すことを目的とするものではない。

本決定は、何故に本件文書が開示されることが審査請求人との間で（またはそれを問わず）、前記のような犯罪の予防や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすことに結びつくのか、具体的な関連性はもとより何らの根拠も示されておらず、理由として失当であることは明らかである。

本件文書にどのような内容が記載されているかは、文書自体が開示のため把握しかねるが、そもそも本件文書に係る警察職員の援助要求、ないし同要求に基づく沖縄県警察への特別派遣については、現在は既に派遣を終了しており、過去の派遣に係る報告を内容とする本件文書を開示したからといって、何ら警備警察活動に支障を及ぼすものではない。

第 4 実施機関の弁明書（要旨）

審査請求に対する実施機関の弁明は、概ね次のとおりである。

対象となる公文書は、派遣された千葉県警察機動隊が作成したもので、その内容は、派遣期間、部隊編成、派遣人員、活動時間、勤務種別等の警備態勢に関わるもののほか、警備情勢、活動結果及び連絡事項等、警察の対処能力に関する情報で構成されている。

これを公にした場合には、本件警備に伴う警備態勢、対処能力等が明らか

となり、将来、沖縄県外から特別派遣部隊を受け入れた場合等において、過去の実例としてこれを研究、分析することで、警備態勢、警察の対処能力を類推する基礎的資料として十分になり得るなど、不法行為を敢行しようとする勢力による対抗措置や不法行為が容易となる。

また、標題や様式部分のみ部分開示し、内容を全て不開示にしたとしても、その総枚数から派遣日数が推察されることから、全て不開示としたものである。

審査請求人は、「本件文書に係る警察職員の援助要求、ないし同要求に基づく沖縄県警察への特別派遣については、現在は既に派遣を終了しており、過去の派遣に係る報告を内容とする本件文書を開示したからといって、何ら警備警察活動に支障を及ぼすものではない」旨主張している。

しかしながら、既に終了した本件警備実施に限定した情報であっても、将来の警備実施に通じる具体性を有している情報であり、これをもとにテロ等犯罪行為を企図する勢力が実例として研究、分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備活動に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第7条第5号に基づいて公共の安全等に関する情報として不開示とするための相当の理由があることは明らかである。

本決定については、審査請求人の趣旨、目的及び公文書に記録された情報との利害関係の有無に関わらず行ったものである。

以上のことから、公文書を開示しない決定を行ったものであり、審査請求人の主張は失当である。

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書について

本件公文書は、北部訓練場ヘリパッド建設工事に伴う警備において、沖縄県公安委員会が千葉県公安委員会に対して、警察法第60条第1項に基づく援助の要求を行い、千葉県警察から派遣された機動隊が派遣期間中に作成した報告書である。

実施機関は、本件処分において、本件公文書が条例第7条第5号に該当するものであり、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから不開示としている。

よって、以下、本件公文書の見分結果に基づき、同条第5号における不開

示情報該当性について検討する。

2 条例第7条第5号について

条例第7条第5号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報については、不開示とすることができることを定めたものである。

公共の安全と秩序を維持することは、県民全体の基本的利益を擁護するために県に課された重要な責務であり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報と定めたものである。

また、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、公安委員会又は警察本部長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて、審理、判断するのが適当であるとするものである。

3 条例第7条第5号該当性

当審査会において本件公文書を見分したところ、本件公文書は、千葉県警察から派遣された各機動隊が作成した報告書であり、派遣期間、部隊編制、派遣人員、活動時間、勤務種別等の警備態勢に関わるもののほか、警備情勢、活動結果及び連絡事項等、日々の警備活動状況等、警察の対処能力に関する情報が記載されている。

本件公文書を公にした場合、実施機関の主張するとおり、派遣期間から警備の期間を推測することが可能となり、部隊編制、派遣人員、活動時間及び勤務種別から、警備に従事する機動隊員の数、警備態勢、警察の対処能力を推測することが可能になると認められる。

よって、本件公文書を公にすることにより、本件警備に伴う警備態勢、警備状況及び警察の対処能力が明らかとなり、本件警備における特別派遣は終了しているものの、これを研究、分析することで、将来、同様の特別派遣部隊の受け入れを行った場合、犯罪行為を企図する勢力等が、警備に支障を及ぼす行為が可能になると考えられる。

また、本件公文書は、派遣期間中、警備活動が行われた日ごとに作成され

ており、様式のみを開示した場合、総枚数から派遣総日数が推察されることが認められる。

以上から、本件公文書を公にした場合、今後の警備に支障を及ぼすなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が判断することにつき相当の理由があると認められる。

よって、本件公文書は条例第7条第5号に該当し、不開示が妥当である。

- 4 なお、実施機関は、本件公文書に記載された情報のうち、機動隊の氏名について条例第7条第5号該当として不開示としている。しかしながら、当該不開示情報は、条例第7条第2号ウ括弧書きの「規則で定める職」の「警部補以下の階級にある警察官の氏名」（沖縄県情報公開条例施行規則第2条）に該当するため、本来は同号に基づき不開示とすべきであった。そのため、実施機関が不開示と判断したことは、結論において妥当である。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理者
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年7月8日	諮問書受理
令和元年8月9日	審議（第306回）
令和元年10月9日	審議（第308回）
令和元年11月20日	審議（第309回）